

令和2年11月定例会 県土整備委員会（事前）

令和2年11月25日（水）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会します。（11時05分）

これより、危機管理環境部関係の調査を行います。

この際、危機管理環境部関係の11月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料，説明資料（その2），資料6）

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第6号 令和2年度徳島県一般会計補正予算（第7号）
- 議案第7号 徳島県犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第19号 徳島県立西部防災館の指定管理者の指定について

【報告事項】

- 新型コロナウイルス感染症への対応について（資料1）
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る危機管理調整費の執行状況（見込み）について（資料2）
- 高病原性鳥インフルエンザへの対応について（資料3）
- 「旧印刷センター」防災拠点施設等改修事業について（資料4）
- 徳島県立西部防災館の指定管理者候補者の選定結果について（資料5）

志田危機管理環境部長

危機管理環境部から11月定例会に提出を予定しております案件につきまして御説明を申し上げます。

お手元には11月補正予算の先議分として県土整備委員会説明資料，11月補正予算の通常分として県土整備委員会説明資料（その2）の2冊をお配りしております。

まず初めに、県土整備委員会説明資料を御覧ください。

令和2年度11月補正予算の先議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の緊急対策分であり、迅速かつ円滑な事業実施により効果の早期発現を図る観点から、今回、先議をお願いするものでございます。

資料の1ページをお開きください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部の11月補正予算案といたしまして、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり1,200万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で85億4,712万5,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別主要事項説明についてでございます。

危機管理政策課におきまして、防災総務費の摘要欄①のア、新型コロナウイルス感染症対策啓発強化事業では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例の実効性を高めるためガイドライン実践店舗数拡大を図るための経費や年末年始に掛けて県をまたぐ人の移動が盛んとなることから、県民・事業者をはじめ、県外から来県される方を対象とした新型コロナウイルス感染症対策の普及啓発に要する経費として1,200万円の補正をお願いしております。

11月補正予算の先議分に係る説明については以上でございます。

続きまして、11月補正予算の通常分につきまして、お手元の県土整備委員会説明資料（その2）により御説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部の11月補正予算案といたしまして、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり1億263万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で86億4,975万5,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

課別主要事項説明についてでございます。

とくしまゼロ作戦課におきまして、防災総務費の摘要欄①のア、「旧印刷センター」防災拠点施設等改修実施設計事業では、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備え、リタイアインフラである旧印刷センターを防災拠点施設等として活用するため、改修に向けた実施設計に要する経費として7,700万円の補正をお願いしております。

また、①のイ、災害時燃料供給体制確保事業では、南海トラフ地震発生時、沿岸部では津波による甚大な被害が想定され、迅速な救助活動を実施するためには燃料供給体制を確保することが重要となることから、場所を選ばずタンクローリーと直結することで給油が可能となる移動式燃料給油機を配備するための経費として2,563万円の補正をお願いしております。

3ページを御覧ください。

繰越明許費についてでございます。

先ほど御説明させていただきました「旧印刷センター」防災拠点施設等改修実施設計事業につきまして、来年1月15日の二次設計コンペ終了後、契約交渉を経た後、年度末までに改修実施設計の着手を見込んでおりますが、設計完了までにおおむね6か月程度の期間を要するため、年度内の設計完了が困難であることから7,700万円の繰越しをお願いするものであります。

なお、繰り越した予算につきましては、早期の完了に努めてまいります。

4ページをお開きください。

債務負担行為についてでございます。

徳島県立西部防災館の管理運営協定につきまして、令和3年度から令和7年度までの期間で、限度額1億4,435万円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

5ページを御覧ください。

その他の議案等としまして、条例案を1件提出しております。

徳島県犯罪被害者等支援条例についてでございます。

まず、この度の条例の提案につきましては、これまでの取組や県議会の御論議も踏まえ、犯罪被害者等支援に対する県民意識の更なる醸成を図るとともに、より一層被害者に寄り添った支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、本条例を提案させていただいた次第でございます。

条例の制定に当たりましては、有識者や民間支援団体などからなる犯罪被害者等支援条例検討委員会において御検討いただいたほか、9月9日から10月8日までの期間でパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様からも御意見を頂き取りまとめさせていただきました。

それでは、条例の概要につきまして御説明させていただきます。

まず、総則の（a）に規定しております本条例の目的についてでございますが、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としております。

6ページをお開きください。

次に、bに規定しております基本的施策についてでございますが、犯罪被害者等に対する支援として、経済的負担の軽減、医療・福祉サービスの提供、居住・雇用の安定などに必要な施策を講ずるとともに、犯罪被害者等に対する理解促進のための教育の充実や個人情報取扱いについて必要な施策を講ずることとしました。

7ページを御覧ください。

最後に、cに規定しております徳島県犯罪被害者等支援審議会を設置し、犯罪被害者等支援に関する重要事項の調査審議を行わせることとしました。

以上が条例の概要でございます。

なお、条例案の原文につきましては、お手元に御配付しております資料6を御確認いただければと思います。

8ページをお開きください。

徳島県立西部防災館の指定管理者の指定についてであります。

徳島県立西部防災館につきまして、指定管理者の公募と選定を行った結果、四国開発土木株式会社を指定管理者として指定するものでございます。

この際5点、御報告いたします。

まず、お手元に御配付の資料1を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

9月定例会以降の動きについて、御説明いたします

10月17日の県対策本部会議におきまして、8月以来となるクラスターが発生したことにより、感染の広がりを抑え込むため徹底的な疫学調査と封じ込め対策を実施いたしました。

また、20代の若者の会食の場においてクラスターが確認されたものであることから、徳島県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の御意見を踏まえ、若者の皆様に対する注意喚起を実施しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例の更なる浸透を図るため、各部局と連携し、企業・団体に対して事業者版スマートライフ宣言の徹底やガイドライン実践店ステッカーへの参加について強気に働き掛けを行いました。

11月5日の県対策本部会議におきましては、年末年始に向けての県民・事業者の皆様に対するお願いとしまして、年末年始の休暇の分散取得をはじめ、感染リスクが高まる五つの場面での注意や感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫について御留意いただき、感染防止に取り組んでいただけるようお願いしたところでございます。

また、新たにとくしまウィンターブレイクを設定し、年末年始休暇の分散取得の推進を図ったところであり、県におきましては、必要な業務体制を確保した上で職員が分散休暇を取得しやすい環境を整えました。

各事業者の皆様におきましても、県の取組を参考に休暇の分散取得に取り組んでいただけるようお願いしたところでございます。

今後とも、全庁を挙げて感染拡大防止に全力で取り組んでまいります。

続きまして、資料2を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策に係る危機管理調整費の執行状況についてでございます。

9月定例会の県土整備委員会で御報告させていただいた以降の追加の案件につきまして、御説明させていただきます。

まず、商工労働観光部の6段目、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援事業につきましては、県内事業者が取り組む業種ごとのガイドラインに沿った感染防止対策と社会経済活動の両立に向け、WIT・Hコロナ「新生活様式」導入応援助成金を設け、強気に推進しているところです。

10月21日の段階で、21億円の予算のうち約17億円の申請を頂き、1週間で約1億円のペースで申請額が増加していたことから、11月定例会までの間の経費として、危機管理調整費4億円を活用させていただきました。

次に、商工労働観光部の7段目、冬のとくしま応援割の事前準備につきましては、夏のとくしま応援割で得た成果やGOTトラベルの効果を生かし、本県にとっては閑散期となる冬の観光振興につなげるよう、12月から事業を開始させていただくため、11月定例会に補正予算として提案させていただいております。

これに先立ちまして、12月から事業を開始するためには早々に事務局を設置する必要があることから、所要の経費としまして危機管理調整費500万円を活用させていただいたところでございます。

なお、この2件の事業費4億500万円につきましては、8月21日の経済委員会でお認めいただいた新型コロナ対応！企業応援給付金の期間延長に伴う予算の10億円につきまして、9月補正予算の成立に伴い満額を必要としないことから、この2件の事業に充てさせていただきたいと考えております。

続きまして、資料3を御覧ください。

高病原性鳥インフルエンザへの対応についてでございます。

去る11月5日、香川県三豊市の養鶏場におきまして、国内で2年10か月ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。隣県での発生という重大な事態を受けま

して、直ちに危機管理連絡会議を開催し、関係部局に防疫対策の徹底を指示するとともに、市町村の危機管理担当部局への情報提供を行ったところです。

また、県内全養鶏農家への消石灰の配付や野鳥監視体制の強化、更には異常鶏の早期発見・早期通報への対応強化に速やかに着手するとともに、県境の主要幹線道路に24時間体制の消毒ポイントを2か所設置するなど、防疫体制の強化に取り組みました。

さらに、11月8日には東かがわ市の養鶏場で2例目が確認されたことから、消毒ポイントを4か所増設し、現在では計6か所の消毒ポイントで関係車両の消毒を実施しております。

その後、三豊市の養鶏場で3例目から8例目までの発生が確認されておりますが、現在まで県内で感染が疑われる事例は発生しておりません。

しかしながら、今なお発生リスクが非常に高い状況が継続していることから、去る11月16日からは全庁挙げての動員を開始したところであり、引き続き県内での発生を絶対阻止するとの強い気概の下、しっかりと対応してまいります。

続きまして、資料4を御覧ください。

「旧印刷センター」防災拠点施設等改修事業についてでございます。

マリンピア沖洲の旧印刷センターにつきましては、去る9月4日に一般社団法人徳島新聞社との間で譲渡に係る覚書を締結し、9月14日には災害時の防災機能と平時の利活用を併せて提案していただく、設計コンペの募集を公告いたしました。

この設計コンペには総数34件の応募を頂き、11月12日に外部有識者等で構成されます審査委員会による一次審査において5作品を選定いたしました。

一次審査を通過した5者については、2の（2）に記載のとおりでございます。

裏面を御覧ください。

一次審査を通過した5作品の概要といたしまして、作品名と提案のあった平時の主な用途を記載してございます。

今後の予定ですが、現在、一次審査を通過した5作品に対する御意見を一般の皆様からもウェブ上で広く募集しているところございまして、1月15日に開催する二次審査において最優秀作品を決定し、その決まった業者と実施設計に向けた協議を行うこととしております。

早期に施設の供用を開始できるよう2月には実施設計に着手してまいりたいと考えております。

最後に、資料5を御覧ください。

徳島県立西部防災館の指定管理者の指定についてでございます。

徳島県立西部防災館につきましては、指定管理者の公募と選定を行った結果、四国開発土木株式会社を指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、選定結果等につきましては、資料を御参照いただければと思います。

以上で、御報告を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

岩佐委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。
それでは、質疑をどうぞ。

仁木委員

三つほど質問させていただきたいと思います。

まずは旧印刷センターの関係についてでありますけれども、この設計の予算が7,700万円ということでありまして、これはどのような算定で予算取りをされているのかということをお教え願いたいと思います。

7,700万円という設計金額であれば、想定した工事等々においては、その何十倍にもなるのかなと思うのですけれども、どういう想定なのかということをお教え願いたいと思います。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、実施設計費7,700万円の根拠と申しますか、積算と申しますか、それについての御質問を頂きました。

まず、旧印刷センターにつきましては災害時の広域物資輸送拠点として、また平時利用についてリノベーションを行うということで、今、設計コンペを実施しているところでございます。

今回譲渡いただく建物の面積、規模がかなり大きいものでございまして、その階数が4階建て、なおかつ地下1階ということですので、そういった階数の規模から成果品となる図面でありますとか、その枚数がどのぐらいの設計量になるかと。設計というのは、実質的にはその工数と申しますか、人件費というのが主になってまいりますので、これまで県で行っております同規模の施設改修等の実績を考慮して、約7,700万円という金額をはじめさせていただいたところでございます。

仁木委員

コンペをされているから最終的に決まるまで分からないという答弁になるのかもしれませんが、工事費がどれぐらい掛かるものをしていこうとされているのかをお教え願えればと思います。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、工事費の見込みはという御質問でございますが、委員からもお話のありましたとおり、現時点でまだ設計コンペをやっているところでございまして、最終用途というものがこれから決まってくるということもございまして、現時点で具体的な金額についてはまだ確定してないというような状況でございます。

仁木委員

分かりました。

そこはまだコンペが決まってからだと思うのですけれども、この旧印刷センターは防災の拠点施設ということでされるということなのだと思いますけれども、マリニピア沖州といいまし

たら、液状化といったところが懸念されると思うのですが、前回での話であれば、空からのヘリポートも含めて陸海空と拠点施設になり得るといようなこととお話を頂いていたと思いますが、緊急輸送道路として、高速道路から防災拠点施設を見込んだこの施設に対しての道路の状況というか、取り合い道路というのはどのような状況なのかということをお教え願いたいと思います。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

特にインターチェンジからこの施設までの取り合い道路の状況でございます。

まず、現時点でインターチェンジから入ってくる道路そのものが県道192号線からそのままつながっている道路でございます。そこからマリンピア沖洲の耐震強化岸壁までは既に緊急輸送道路として指定されております。

そこについては既に今回の3か年緊急対策も含めて、液状化対策等も施工されていると県土整備部のほうから伺っております。

ですが、そこから旧印刷センターまでの約400メートルほどの市道が残っているのですが、それについては今後、供用開始までに県土整備部と調整しながら、同じような形で緊急輸送道路に指定するとともに、地域防災計画にもしっかりと盛り込んで、すぐに早期啓開できるように対応を図ってまいります。

仁木委員

400メートル間の市道が残っているというお話でしたので、これはもう早期に着手していただいて、市とも調整していただいて、防災拠点施設という機能を十分生かしていただきたいと思っておりますので、その点をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、鳥インフルエンザの件についてでございますけれども、鳥インフルエンザの病原菌を媒介というか、運んでくる野鳥というのはそれぞれあるとは思っておりますけれども、こういう鳥が道端で死んでいたというようなケースがございます。こういったときに、危機管理関係の県としては県民の皆さんが目撃されたら、こういった形で、どこでどうなっていたかというのを報告してもらったほうが良いと思うのですけれども、そういったことは県民の皆さんに対して知らせているのかどうかということをお教え願ひたいと思っております。

勝間危機管理環境部次長

ただいま仁木委員から、鳥インフルエンザについて御質問を頂きました。

とりわけ、死亡野鳥を見つけたときの対応についてということでございますけれども、この対応につきましては農林水産部の鳥獣対策・ふるさと創造課のほうで行っていただいているところでございます。

危機管理会議ないしは危機管理連絡会議においても農林水産部のほうから説明を頂きまして、そういった死亡野鳥を見つけた際には直接手に触れずに、例えばビニール袋等々で包んで処分をする。また、連絡先についても農林水産部のほうで窓口を設けておりますので、そちらのほうに連絡を頂くようにということで説明もございましたし、また県民に向けて農林水産部のほうから周知も図っていただいているところでございます。

仁木委員

最近、鳥インフルエンザのニュースをテレビで見ていると、危機管理関係の皆様方の顔もよく見させていただいておまして、畜産関係の課の方々もいらっしゃるのですが、一般の県民の皆さんというのは鳥が死んでいたらどこに連絡するのかといったら保健所と思っておりますよね。

でも、こういう場合というのは家畜保健衛生所のほうだと思うのですが、そういったことというのは県民の皆さんは分かっていないと思うのです。そういったところがある程度分かるぐらいまでは、県民の皆さんに周知をしていくほうが県の把握がもっともっとしやすいと思います。

運んでいる輸送ルートをチェックするというのも大事なのですが、空から飛んで入ってくるというのがありますから、そういった観点で横断的に各課の連絡と県民に対しての公表というか、周知ということをどんどん進めていっていただきたいなということをお願いしたいと思います。

最後に、徳島県犯罪被害者等支援条例ということで出てきておりますけれども、第2条第2項で犯罪被害者等の定義、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいうところがあるのですが、この中に例えばなののですが、DVによる被害を受けた者であるとか、ストーカーによる被害を受けた者であるとかというところは、この解釈の中に想定されているのかどうかということをお教えいただきたいと思います。

島消費者政策課くらし安全担当室長

ただいま仁木委員より、徳島県犯罪被害者等支援条例における第2条第2項にある犯罪被害者等というところに、どういった方が想定されているのかという御質問を頂いたかと思えます。

第2条第2項におきましては、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいうとしております。こちらのほうの定義といたしまして、まず犯罪というものにつきましては個人の生命、身体又は財政上に危害を及ぼす行為など、刑法、その他の刑罰法規の規定により刑罰を科せられる行為としております。また、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為というのも対象としております。

この心身に有害な影響を及ぼす行為につきましては、例えばストーカー行為による付きまといといったことも含まれると思えますし、児童虐待におけるネグレクトといった直接刑罰にならないかもしれない、ただし子供の健康や安全の配慮を怠るといったところで、そういった被害に通じるようになるところもあると広く考えております。

仁木委員

女性の被害も含めて関わってくるということで、想定されているということが確認できました。

次に第2章に移りますけれども、この中で第11条から第16条までの間で聞きたいところがあるのですが、1年半ぐらいの間にストーカーによる被害であるとかDVによる被害を受けた方々の相談を私のほうで3件ぐらい受けたことがございます。

これは、いわゆるシェルターを紹介してくれという相談ではございません。シェルター

に入られた後に、例えば自立するために県営住宅に入るという手続をする際にシェルターから出にくい、まだ加害者が日中にやって来るかもしれないといった不安な状況の中で、自立するために居住の手続ができないというようなことで、いろいろと相談を受けたことがございます。全ての相談が居住の問題についてです。一時保護については何ら問題なく運用できていると思うのですけれども、そこからの二次、三次というところについては余り柔軟にできていないのかなと思っております。

この条例が制定されたと想定するならば、この第11条から第16条の中の運用において、そういったところが解消できる見込みで想定しているのかというところの確認を取らせていただきたいと思っております。

島消費者政策課くらし安全担当室長

ただいま仁木委員のほうから、徳島県犯罪被害者等支援条例の基本的施策のところに関しまして、これ自体の運用がきちんとなされていくのか、連携が図られていくのかというところで御質問を頂いたかと思っております。

これまで犯罪被害者支援につきましては、国の基本法におきましてそれぞれ地域の状況に応じた施策を実施することということで、それぞれの支援機関でありますとか、市町村で行う福祉サービスなど、それぞれのサービスを行ってきたところかと思っております。

委員がおっしゃるように、被害者支援というところで御相談があった際に、これまでも被害者の支援を行う支援センターといった所もありましたし、県庁のほうにも被害者支援に係る県総合的対応窓口も設置されておりましたし、市町村にもそういった窓口が設置されておりました。

そういった所に、例えば御相談を頂きましたら、必要な所と連携を図って必要な支援というところにつなげていくという必要があったところではございます。

ただ、今回こういった形で条例ができることによりまして、よりそういったところの連携が図られていけばいいなとは思っております。

今後、この条例におきます基本的施策につきましては、第9条のほうで推進計画というのを策定することとしております。この推進計画におきましては、支援に関する基本方針であるとか、具体的な施策というのを定めまして、これを定めるに当たりましては、この条例にもあります審議会のほうで具体的な中身というものを御意見いただいて作っていくこととしておりますので、そういった中で、そういった連携策がこういった形がいいのか、そういうあたりを御意見なども頂きまして、計画に反映していきたいと思っております。

仁木委員

推進計画を策定する中で具体的な運用方針を決めていくという話で理解しましたけれども、条例を制定されるのであれば、行政側の思いというのがどこにあるのかというのが私には今の答弁では分からなくて、現にこういう事実があるということをごここで申し上げているのだから、それに対してこうしようと思っているのですとか、それもできるように努めてまいりますとかね、何かそんな思いは。別にいいと言うのであればいいのですけれども、そこら辺をもう一回だけ聞かせていただければと思っております。

島消費者政策課くらし安全担当室長

ただいま仁木委員のほうから、この条例の制定に当たりまして、今後どうしていくのかという思いというところで御質問を頂きました。

具体的な推進計画というのは、外部の方の御意見なども頂きながら作っていくのですが、やはり県といたしましては被害者の方に寄り添った形で、必要なときに必要な支援というのを迅速にしていけるようにしていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

仁木委員

是非ともお願いしたいと思いますが、手続のワンストップ化というところが今、多分できていないところだと思うのです。推進計画策定の際には、そういうところも改善していただけるような計画にしていっていただきたいということを述べさせていただいて、閉じさせていただきたいと思います。

また、付託委員会においては審議会等々のことについてもお聞きするかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

岩佐委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（11時37分）